

# 交通事故等の治療で、後期高齢者医療の保険証を医療機関等で使う場合

## (第三者行為の届出)

交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為によって負傷し、治療の際に後期高齢者医療を使用する場合は、河内長野市への届出が必要です。ご提出後、河内長野市で確認の上、実施主体である大阪府後期高齢者医療広域連合にお送りします。

記入方法等ご不明な点がございましたら、河内長野市保険医療課にお問合せください。自身での記入が困難な場合、対応する損害保険会社の代理による記入・提出でも可能です（対象者の署名や押印が必要な箇所があります）。

平成 28 年 4 月 1 日より、交通事故による第三者行為による後期高齢者医療の届出に関して、損害保険会社各社と「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結しています。損害保険会社様におかれましては、後期高齢者医療被保険者の提出書類の作成援助にご協力をいただきますようお願いいたします。また、後期高齢者医療被保険者の過失が 100%とされる可能性のある事故であっても、河内長野市に届出をお願いします。

〈示談する前に〉市を通じて広域連合に届出をする前や、症状が固定する前（治療中）に第三者（加害者）との間で示談が行われると、第三者（加害者）に対して治療費の損害賠償請求ができなくなる場合があります。示談前に市へ届出をお願いします。

治療費を含む示談金や見舞金を受け取り、後期高齢者医療を使って治療を受けた場合は、二重給付を受けたこととなりますので、その分を返還していただくことがあります。治療が完治していない状況での示談には、特にご注意ください。

### ○第三者行為の例

- ・交通事故（自転車事故等も含む）
- ・暴行を受けたとき
- ・相手の不注意による負傷
- ・他人の飼い犬等に噛まれたとき
- ・飲食店における食中毒
- ・スキー中等の接触事故

### ○後期高齢者医療を使用できない例（第三者行為に係る届出をしても不可）。

- ・勤務中や通勤中の負傷（労災保険に申請してください）。
- ・自身の犯罪行為や故意の事故。自身の飲酒運転や無免許運転等の法令違反の事故。

## 届出に必要なもの

必要書類	説明
(1) 第三者行為による 傷病届	<p>(単独事故等で加害者がいない場合を除いて、全員提出)</p> <p>事故の状況は「交通事故証明書」を参考に記入してください。加入の損害保険に関する事項は「自動車損害賠償責任保険証明書」や「任意保険証書」を参考に記入をお願いします。</p> <p><u>届出者は、後期高齢者医療の被保険者の方になります。</u>後期高齢者医療では、被保険者記号はありませんので、「被保険者記号・番号」には被保険者番号をご記入ください。</p>
(2) 事故発生状況報告書	<p>(単独事故等で加害者がいない場合を除いて、全員提出)</p> <p>図や説明は詳細を分かる範囲で正確に記入してください。</p>
(3) 同意書	<p>(単独事故等で加害者がいない場合を除いて、全員提出)</p> <p>被害者(被保険者)が作成してください。被保険者が持つ損害賠償請求権を河内長野市が代位取得及び行使するため、必要な書類です。<u>同意者は、治療を受けた被保険者となります。</u></p>
(4) 誓約書	<p>(単独事故等で加害者がいない場合を除いて、全員提出)</p> <p>加害者側が記入する書類です。よって、誓約者は加害者となります(加害者が未成年の場合は、加害者の親権者が誓約してください)。加害者側に依頼が難しい場合は、対応する損害保険会社にご相談ください。加害者側と連絡が取れない等、どうしても難しい場合は不要です。</p>
(5) 交通事故証明書	<p>(交通事故ではない場合や、単独事故等で加害者がいない場合を除いて、全員提出。入手不能の場合は、(6)を提出)</p> <p>自動車安全運転センター(交通事故を取り扱った警察署が所属する事務所。大阪府事務所なら、住所は「門真市一番町 23-16」、電話番号は 06-6909-5821)で取得してください。</p> <p>交通事故証明書が物損(物件)事故扱いの場合や、人身事故扱いでも同乗等で被保険者の方の名前の記載がない場合は、交通事故証明書に加えて、(6)の「人身事故証明書入手不能理由書」の提出が必要となります。</p>

必要書類	説明
<p>(6) 人身事故証明書入手 不能理由書</p>	<p>(該当の方)</p> <p>理由があつて交通事故証明書を入手できない場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」の提出が必要です。</p> <p>交通事故証明書が物損事故扱いの場合や、人身事故扱いでも被保険者の方の名前の記載がない場合は、交通事故証明書に加えて、「人身事故証明書入手不能理由書」の提出が必要です。</p> <p>* 本来、人身事故証明書入手不能理由書は加害者が記入する用紙であるため、やむを得ず被害者が記入・押印する場合は「その他」欄に加害者の署名押印が取付けできない理由を記入してください(印鑑の省略不可)。</p> <p>* 交通事故証明書に記載がない同乗者等の場合は、当事者欄(丙欄等)に情報を追記してください。</p>
<p>(7) 公費医療に関する委任状兼同意書</p>	<p>(該当の方)</p> <p>福祉医療費助成制度(「老人医療費助成制度」「重度障がい者医療費助成制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」「子ども医療費助成制度」)の対象者が被害者の場合は、提出が必要です。ただし、単独事故等で加害者がいない場合は、提出不要です。</p>

#### 〈単独事故の場合〉

「(1) 第三者行為による傷病届」と「(2) 事故発生状況報告書」のみご提出ください。単独事故である旨が分かるように記載をお願いします。

\* 夫の運転する車が単独事故を起こし、同乗の妻が負傷して医療機関等で後期高齢者医療を使用した場合は、夫が加害者で妻が被害者となり、通常の交通事故と同様の届出が必要です。

## 〈様式のダウンロードについて〉

(1) ～ (6) 大阪府後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードしてください。

申請書ダウンロード

<https://www.kouikirengo-osaka.jp/application/index.html>

申請書ダウンロード

### ■ 給付に関する申請書


- 傷病届等諸様式[PDF]
- 傷病届等諸様式(記載例)[PDF]

(7) 河内長野市のホームページからダウンロードしてください。

○ 郵送でも受付ができます(後期高齢者医療制度)

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/7/41638.html>

○ 第三者行為に係る届出(交通事故等の治療で、後期高齢者医療の保険証を医療機関等で提示する場合)

 [公費医療に関する委任状兼同意書](#)

 [公費医療に関する委任状兼同意書の記入例](#)

**(1) 自転車同士、自転車と歩行者の怪我の場合も、届出が必要ですか。**

→ 自転車同士、または自転車と歩行者の場合でも相手がある事故になりますので、届出が必要です。

**(2) ひき逃げで加害者が不明で、医療機関で後期高齢者医療を使いました。届出は必要ですか？**

→ 河内長野市に届出をしてください（加害者に関する事項は、空白でかまいません）。加害者側が記入する誓約書については、加害者が判明するまで提出は必要ありません。

加害者が判明した場合は、こちらでお預かりした書類に、改めて加害者の情報を記入していただくとともに、誓約書の提出が必要です。

**(3) 加害者から示談をせまられています。示談をしても構いませんか。**

→ 安易な示談は結ばないでください。市に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、加害者との話し合いにより示談が成立したりすると、後期高齢者医療が使えなくなってしまうことがあります。示談金には、医療機関等の窓口で支払う分と、後期高齢者医療で立て替える分が含まれています。示談後に後期高齢者医療を使って治療を受けた場合は、後期高齢者医療で立て替える分を二重に取得したことになりますので、その分を返還していただくことがあります。治療が完治していない状況での示談には、特にご注意ください。

**(4) 交通事故による治療で、後期高齢者医療を使っています。医師からの指示で補装具をつくりたいのですが、後期高齢者医療に療養費の申請はできますか。**

→ まずは第三者行為に係る届出をお願いします。療養費の申請時に、第三者行為に係る治療のための補装具であることを申し出てください。原則として、保険者負担分（7割～9割）部分を被保険者に給付し、その部分は後期高齢者医療から加害者に後日請求します。

(5) 勤務中や通勤中に負傷しました。勤務先に迷惑がかかるので、労災保険ではなく、後期高齢者医療を使ってもよいですか。

→ 後期高齢者医療は使えません。勤務中や通勤中の負傷の治療は、労災保険と後期高齢者医療の使用を選択することはできず、必ず労災保険へ申請してください。誤って後期高齢者医療を使用した場合、医療費の返還をお願いすることがあります。労働基準局では「労災隠し」の排除を進めており、労災保険の申請を怠ると、勤務先にかえって迷惑をかけることになります。

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」のため、パートやアルバイト勤務の方も場合も同様です。自損事故の場合も、労災保険を使ってください。

(6) 河内長野市から重度障がい者医療証を交付されています。何か手続きは変わりますか。

→ 第三者行為（交通事故）による疾病または負傷について、福祉医療助成（重度障がい者医療、ひとり親家庭医療、老人医療）の対象者が損害賠償を受けた時は、医療の助成を受けることはできません。本市の医療証は使用せず、後期高齢者医療に係る第三者の届出をしてください。

すでに本市の医療証を使用して医療機関を受診してしまっている場合は、医療機関に第三者に係る治療であることを伝え、医療機関で不足分の自己負担額（医療助成適用なし）をお支払ください。たとえば2割負担の方の1万円の治療の場合、医療助成適用後は1日500円の自己負担になりますが、医療助成適用なしの場合は2,000円の自己負担となります。差額の1,500円を追加で医療機関にお支払ください。

受診から日数が経過している等の理由で、医療機関での精算ができない場合は、後期高齢者医療に係る第三者の届出の際に「公費医療に関する委任状兼同意書」をあわせてご提出ください。

2割負担の方の1万円の治療の場合、後期高齢者分8割（8,000円）に加え、2割（2,000円）から自己負担額500円を引いた1,500円（本市医療助成負担分）を加害者に請求することになります。

河内長野市 保険医療課 医療給付係

TEL 0721-53-1111（代表）

FAX 0721-55-1435

\* FAXでの書類提出は、原則ご遠慮ください。